**「青少年の健全な育成に関する条例一部改正」の骨子（案）について**

**１　趣　　旨**

**（１）法改正の概要**

　青少年が使用する携帯電話等による携帯電話回線を経由するインターネットの接続は、法改正以前から、携帯電話事業者等にフィルタリングサービスの提供義務が課されていましたが、スマートフォンやインターネット接続が可能な携帯ゲーム機等によるWi-Fi（無線LAN）経由でのインターネット接続が拡大するなど、青少年を取り巻く情報通信環境の変化に伴い、青少年の健全育成及び青少年の犯罪被害の防止を図るため、本年６月23日に改正法が公布されました。

　　　＜主な法改正の内容＞

　　　　　新たに携帯電話事業者（契約代理店を含む。）に次の措置を義務付けています。

　　　　　①　契約締結者又は使用者が青少年であるかどうかを確認すること。

　　　　　②　青少年及びその保護者に、携帯電話等を使用して青少年が有害情報の閲覧をする可能性がある旨等の危険性を説明すること。

　　　　　③　携帯電話回線に加え、Wi-Fi経由等によりインターネット接続をすることができる端末機器（具体的な対象範囲は、別途省令で規定）を販売する際には、使用者が青少年であれば、フィルタリングを行うこと。

**（２）条例改正の趣旨**

　　　これまでから、条例において携帯電話事業者に保護者等への説明義務を規定していたことや、法の規定に基づくフィルタリング措置を解除する場合には、保護者が書面により申出をすることを要件としてきたことから、今回の法改正の内容を踏まえ、条例を改正するものです。

**２　主な改正内容**

**（１）保護者等への説明義務**

 【現行条例】

　　　 携帯電話事業者に次の事項について説明することを義務付けています。

　　　 ア 青少年の使用により有害情報を閲覧する機会が生じること。

　　　 イ 青少年の使用により犯罪の誘発や被害を受けるおそれがあること。

　　　 　ウ 保護者から書面の提出があった場合に限り、フィルタリングを解除することができること。

 【条例改正の方向性】

　　　 　アについて、上記１の(1)の②のとおり法改正により同趣旨の規定が置かれたことから、

規定内容が重複しないよう条文を整理します。

**（２）保護者が携帯電話事業者にフィルタリング解除の申出をする場合の手続等**

　　**ア　書面による申出**

 【現行条例】

 保護者が携帯電話事業者に申出事由等を記載した書面の提出を義務付けています。

　　　（法は、改正前も改正後も書面の提出を義務付けていません。）

 【条例改正の方向性】

 　上記１の(1)の③のとおり、法改正により、Wi-Fi経由等によるインターネット接続が可能な端末機器の販売をする場合にもフィルタリング義務が課されたため、条例においても、フィルタリング解除の申出をする際に書面の提出を義務付ける対象とします。

　　**イ　解除申出の要件**

 【現行条例】

①　保護者が適切に監督する場合

②　就労している青少年の就労に著しい支障が生じる場合

③　障害を有する又は疾病にかかっている青少年の日常生活に支障が生じる場合

 【条例改正の方向性】

 ②・③については、要件としないこととします。

 （理由）

現行規定制定当時の技術水準によるフィルタリングでは、本来規制すべき有害情報の範囲以上に閲覧が制限されていたため、②・③の支障が想定されていましたが、その後技術水準が向上し、有害情報のみの閲覧制限が可能となり、解除要件とする必要がなくなったものです。

**（３）携帯電話事業者の対象の明確化について**

 【現行条例】

 　携帯電話の契約代理店等の位置付けが条例上は明確ではありません。

 【条例改正の方向案】

 　上記１の(１)のとおり、法改正により、契約代理店等を含めた携帯電話事業者に対して義務規定が置かれたため、条例においても対象範囲が法と同じであることを明確にします。

**３　改正時期**

平成２９年１２月府議会定例会　改正案提出（予定）

**４　施行時期**

改正法の施行日と同日